

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
I 地域福祉を支える人づくり	① 福祉に関する教育・啓発の推進	(1) 福祉に関する意識啓発の推進	幸手市障がい者の福祉ガイドの発行	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	H28・29	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷発行	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷発行	社会福祉課	1	窓口での配布や市のホームページへの掲載に加え、民生委員・児童委員や希望する方へ配布したことで、広く周知が図れた。今後も継続して実施する。	A
			地域介護予防活動支援事業(普及啓発)	高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防などについて、出前講座を行うことにより普及啓発を行った。	H28・29	-	出前講座の実施 188回	-	出前講座の実施 180回(見込み)	介護福祉課	1	市ホームページ閲覧やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れており、毎年度継続して実施している団体が多いことから、今後も継続して実施する。	A
			情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報(厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」)を、市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めている。	H28・29	・高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	・介護サービス情報公表システムURLの周知(ホームページ、リーフレット(事業所一覽)) ・出前講座の実施-176回	・高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	介護サービス情報公表システムURLの周知(ホームページ、リーフレット(事業所一覽)) 出前講座の実施-162回	介護福祉課	1	今後も広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知を図る。	A
			子育て支援に関する情報の発信	子育て支援に関する情報をまとめたリーフレット等を作成し、窓口等に設置して市民に周知を図った。	H28・29	子育て支援情報 2,000部作成	子育て支援情報 2,000部作成	官民協働事業による「子育て応援ガイドブック」の作成	子育て応援ガイドブック 4,000部作成	子育て支援課	1	2年分を見込み作成したため、在庫の状況を見て、次回の作成を検討する。	A
			健康教育事業	健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、生活習慣病予防等の教室や講話を実施する。	H28・29	専門医による疾病に関する講話、各種検診時健康講話、その他、健康の保持増進に資する教室等の実施	(1)集団健康教育 27回 参加者数 延べ1,515人 (2)健康長寿埼玉モデル事業「めざせ！毎日1万歩運動教室」参加者実数181人	専門医による疾病に関する講話、各種検診時健康講話、その他、健康の保持増進に資する教室等の実施	(1)集団健康教育(実施中) (2)健康長寿埼玉モデル事業「めざせ！毎日1万歩運動教室」(実施中)	健康増進課	1	健康状態の悪化が生活に及ぼす影響は大きいと、今後も健康の保持増進に資する事業を実施していく。 健康長寿埼玉モデル事業が平成29年度で終了するが、歩数計を用いた健康づくり事業として埼玉県コバトン健康マイレージ事業を平成30年1月から開始した。今後、このシステムを活用し、検(健)診や健康教室参加者に健康ポイントを付与することで、楽しみながら健康づくりに取り組むツールとして普及を図っていく。	A
		(2) 福祉に関する学習機会の充実	認知症サポーターの養成	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮していくために、認知症に関する基礎的な知識を学び、地域であたたかく見守る認知症サポーターを養成した。	H28・29	-	認知症サポーター数 1,785人	-	認知症サポーター数 1,850人(見込み)	介護福祉課	1	認知症サポーターの数は増加しており、今後も継続して普及啓発を行い、認知症サポーターの人数を増加させる。	A
		(3) 人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発	障害者差別解消法に係る研修等の実施	平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、市職員向け研修及び事業所向け説明会を実施する。	H28・29	・職員対応研修(全職員対象) 全5回 37名 ・事業所向け説明会 全1回 15事業所 23名	・職員対応研修(全職員対象) 全5回 37名 ・事業所向け説明会 全1回 15事業所 23名	・職員対応研修(新規採用職員対象) 全1回 6名	・職員対応研修(新規採用職員対象) 16名	社会福祉課	1	平成28年度は、市職員対象の対応研修だけでなく、事業所向け説明会を近隣の4市2町及び埼玉県と共催で開催したことにより、広く法及び対応方法について周知することができた。今後は、新規採用職員向け研修を毎年実施していく予定である。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価													
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応														
			人権啓発事業	同和問題をはじめとする人権問題の解決のために、人権啓発活動を行い、人権啓発の促進、人権意識の高揚を図る。 ・幸手市人権擁護委員と幸手駅前での啓発活動。 ・幸手市男女共同参画推進協議会委員と幸手市健康福祉まつりでの啓発活動。 ・HPと広報による人権啓発。 ・窓口、研修会、各種イベント等での啓発品の配布。 ・人権啓発推進に係る企業訪問。 ・人権を守る市民のつどいに参加。	H28・29	幸手市人権擁護委員2回 幸手市男女共同参画推進協議会委員1回 広報紙、HP記事掲載 職員人権啓発研修会年2回 企業訪問1回 人権を守る市民のつどい1回 市制施行30周年記念人権啓発講演会1回	幸手市人権擁護委員2回 幸手市男女共同参画推進協議会委員1回 広報紙、HP記事掲載18件 職員人権啓発研修会2回 企業訪問1回 人権を守る市民のつどい1回 市制施行30周年記念人権啓発講演会1回	幸手市人権擁護委員2回 幸手市男女共同参画推進協議会委員1回 広報紙、HP記事掲載 職員人権啓発研修会年2回 企業訪問1回 人権を守る市民のつどい1回	幸手市人権擁護委員1回 幸手市男女共同参画推進協議会委員1回 広報紙、HP記事掲載21件 職員人権啓発研修会2回 企業訪問1回 人権を守る市民のつどい1回	人権推進課	1		A													
			人権教育研修会「人権作文発表会」	人権問題を解決するために、指導者の資質向上を図るとともに、地域における人権教育の一層の推進に資するため、小・中学生による人権作文の発表と講演会を実施。	H28・29	人権作文発表会 参加目標人数200名	人権作文発表会 参加人数243名	人権作文発表会 参加人数200名	人権作文発表会 参加人数233名	社会教育課	2	参加人数の内訳を見ると、各学校のPTA関係者の参加が多い。一般の方の参加も可能なので、市ホームページ等での更なる周知やPRが必要である。	B													
			幸手市企業「人権・同和問題研修会」	企業、職場内における人権・同和問題の意識の普及・高揚を図り、より積極的に人権問題に取り組み、同和問題を始めとする様々な人権問題の解決のために研修会を実施。	H28・29	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加目標人数60名	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加人数76名	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加人数60名	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加人数80名	社会福祉課	2	参加人数の内訳を見ると、企業の参加人数が少ないので、開催時期や開催時間等の見直しを検討する必要がある。	B													
		(4)	男女共同参画社会の推進	男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催し、男女共同参画啓発のため、情報紙等を発行する。	H28・29	・男女共同参画に関するセミナー開催1回 ・男女共同参画啓発情報紙発行1回	・男女共同参画に関するセミナー開催1回 ・男女共同参画啓発情報紙発行1回	・男女共同参画に関するセミナー開催1回 ・男女共同参画啓発情報紙発行1回 ・「幸手市男女共同参画を推進する条例」周知リーフレット発行1回	・男女共同参画に関するセミナー開催1回 ・男女共同参画啓発情報紙発行1回 ・「幸手市男女共同参画を推進する条例」周知リーフレット発行1回	人権推進課	1		A													
② 地域福祉を担う人材の確保と	(1)	ボランティア活動の推進	子育て応援まつりの共催	「幸手子育て支援ねっとわーく」による、子育て応援まつり実行委員会との共催による、子育て応援まつりの開催	H28・29	市内ボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人たちの交流を図り親子で楽しめるイベント1回開催	第11回 子育て応援まつり 820人参加	市内ボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人たちの交流を図り親子で楽しめるイベント1回開催	第11回 子育て応援まつり 970人参加	子育て支援課	1	ボランティア団体が主催し、地域の子育て中の親子との交流や、中学生のボランティア体験を通して次世代間交流も図れるため、継続して実施する。	A													
														(2)	地域福祉の担い手の育成・支援	ファミリー・サポート・センター事業 スキルアップ講習会	外部講師による、ファミリー・サポート・センターの協力会員と両方会員を対象にした講習会	H28・29	年1回実施	年1回実施 ・育児に役立つ身体の使い方	年3回実施	年4回実施 ・救急救命講習 ・身近な物を使って簡単に出来るおもちゃ作り ・身近に起こりやすいケガの応急手当法 ・里親制度の理解を深める	子育て支援課	1	子どもの特性や成長を踏まえた、専門的な研修等を行うことで、地域福祉の担い手を育成する。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			地域介護予防活動支援事業(育成支援)	出前講座を通して、介護予防に関する地域活動団体の育成・支援を行い、また、介護予防サポーター等ボランティアの育成のために研修会等を実施した。	H28・29	介護予防に関する地域活動団体 37団体	介護予防に関する地域活動団体 36団体 介護予防サポーター 83人	介護予防に関する地域活動団体 37団体	介護予防に関する地域活動団体 36団体 介護予防サポーター 100人	介護福祉課	1	高齢者が地域の仲間と楽しく生きがいをもって介護予防活動を継続できるよう、高齢者の居場所づくりを推進し、活動を支援する地域ボランティア等の人材育成に努める。	A
			子育て応援サークル活動等助成事業	地域の子育て支援体制の充実のため、子育て家庭を応援する事業を企画実施する団体を公募し、審査して助成する。	H28・29	1団体300,000円を上限に、団体数 4団体	5団体に助成1,176,342円	1団体300,000円を上限に、団体数 4団体	4団体に助成429,279円	子育て支援課	1	子育てを応援するサークル等の獲得が難しいため、要綱を検討する。	A
			各種関係団体への活動支援(補助金等)	青少年育成や文化活動など社会教育に関する活動を行う団体の活動に対し、助成を行った。	H28・29	補助金交付団体 10団体	補助金交付団体 10団体	補助金交付団体 10団体	補助金交付団体 10団体	社会教育課	2	団体構成員の高齢化に伴い、活動の見直し、後継者育成に向けた活動周知など、団体活動の後方支援がさらに求められる。	B
	(4)	専門的な人材の確保	介護人材の育成・確保	市内事業所の介護支援専門員が加入する「幸手市介護支援専門員連絡協議会」へケアマネジメントの質の向上を目的とした研修を実施する。また、医療職をめざす学生の教育機関である、大学や専門学校の学生の地域実習を受入れる。	H28・29	研修の実施及び地域実習の受入れ	研修の実施 2回 地域実習の受入れ 2校	研修の実施及び地域実習の受入れ	研修の実施 2回 地域実習の受入れ 2校	介護福祉課	1	介護保険制度の要である介護支援専門員への支援は重要であることから、引き続き協議会に対し、地域包括支援センターと連携し、運営の支援や研修の共催、情報提供等を実施する。また、今後も関係機関と連携し、地域での実習を通して介護・保健・医療・福祉分野の理解がより深まるよう支援する。	A
			さって市民生きがい教授	市民が生涯学習を行うための、指導者をあらゆる分野から広く求め、その活用の支援を行うための人材バンクとして設置する。	H28・29	さって市民生きがい教授登録者 60名	さって市民生きがい教授登録者 66名	さって市民生きがい教授登録者 60名	さって市民生きがい教授登録者 49名	社会教育課	4	登録者の増加・活動の場の充実のため、指導者の募集方法や利用者への周知方法の改善が必要である。	D
	(5)	社会福祉協議会への支援の充実	幸手市社会福祉協議会運営費補助事業	地域福祉の中核となる幸手市社会福祉協議会の経営基盤の安定化を図るため運営費(人件費相当分)に対する補助金を交付する。	H28・29	補助額 37,047,000円(職員4、臨時等3名)	補助額 37,047,000円(職員4、臨時等3名) ※年度末精算により 33,986,636円(△3,060,364円)	補助額 39,877,000円(職員5、臨時1名)	補助額 39,877,000円(職員5、臨時1名)	社会福祉課	1	地域福祉の中核として事業を積極的に行っており、安定した経営が図られたことから、継続実施する。	A
			社会福祉協議会への職員の派遣及び受け入れ	幸手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、社会福祉協議会へ職員を派遣する。また、社会福祉協議会職員を実務研修として幸手市に受け入れる。	H28・29	職員派遣人数 1名	職員派遣人数 1名	職員派遣人数 2名 職員受入人数 1名	職員派遣人数 2名 職員受入人数 1名	庶務課	1	相互に職員を派遣することで、それぞれの業務に対しての知識習得が得られることから、継続事業として実施する。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
II 支え合いのある地域づくり	① 地域で支え合うコミュニティの創出	(1) コミュニティ意識の醸成	行政区長会への情報提供事業	区長会の総会・役員会を通して、各行政区との連携を通じ、自治活動の増進を図る。	H28・29	各地区と連携し、自治活動の増進を図る。	区長会役員会にて、市政に関する周知報告を実施。区長会共催の環境講演会635人参加。	各地区と連携し、自治活動の増進を図る。	区長会役員会にて、市政に関する周知報告を実施。区長会主催の消費生活講演会386人参加。	市民協働課	1	区長会役員会において、市政に関する周知報告を行なうことができたほか、地区別区長会議等により地区内の連携を深めることができたことから、継続し実施する。	A
		(2) コミュニティ活動の推進	地区市民センター管理運営事業	地域行政の拠点として、地域づくりを支援するとともに、地域の実情に応じたサービスを提供する。	H28・29	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域づくりの支援を進めていく。	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を進めていくことができた。	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域づくりの支援を進めていく。	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を進めていくことができた。	市民協働課	1	各種証明書の発行や各種届出受付業務などを行い、地域づくりの支援が図られたため継続して実施する。	A
		(3) 協働のパートナーとなる市民・関係団体などの育成	市民との協働体制整備事業	市民との協働推進について更なる体制整備を図るため、協働事業推進協力報償金を各行政区に支給する。	H28・29	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。※協力団体数100	各行政区に報償金を支給し、協働推進と体制整備を図ることができた。※協力団体数100	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。※協力団体数104	各行政区に報償金を支給し、協働推進と体制整備を図ることができた。※協力団体数104	市民協働課	1	市及び関係機関の発行物の配布、地域の課題解決のための市との協働が推進できたため、継続して実施する	A
		(4) 地域福祉ネットワークの構築	幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークの構築	「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」を構築し、地域全体で支援が必要な人を見守る体制の確立と、効果的な支援に努める。	H28・29	・全体会を開催1回 ・広報紙による周知・啓発活動	・全体会を開催し、登録事業所に対して研修・情報提供 ・広報紙にて周知・啓発活動	・全体会を開催1回 ・広報紙による周知・啓発活動	・全体会を開催し、登録事業所に対して研修・情報提供 ・広報紙にて周知・啓発活動	社会福祉課	1	幸手市高齢者・障害者地域見守りネットワークを構築し、定期的な会議や周知・啓発活動を行うことにより、地域全体で支援が必要な人を見守る体制を確立できている。今後も継続して実施する。	A
			幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク	認知症や虐待等により援護を必要とする高齢者を早期に見出し、支援するために、介護事業所、金融機関、警察署、民生委員・児童委員等の関係機関とともに協力体制を構築した。	H28・29	—	関係機関133事業所	—	関係機関140事業所(見込み)	介護福祉課	1	関係機関の連携をさらに強化し、地域における見守り支援体制の充実を図る。	A
	(5) 住民の支え合い活動の促進												E
	② 生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1) 身近な交流の場の提供	地域活動支援センターの充実強化	障がい者の創作的活動や生産活動、社会との交流促進などの機会の提供などを行う地域活動支援センターを充実強化する。	H28・29	市内の地域活動支援センターの充実強化	運営費補助金を交付し、支援を行った。	市内の地域活動支援センターの充実強化	運営費補助金を交付し、支援を行った。	社会福祉課	1	市内の地域活動支援センターに補助金を交付し、安定した運営と内容の充実強化のための支援を行うことができた。今後も継続していく。	A
			子育て支援センター事業	地域子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、交流を図る機会を提供する	H28・29	市内3か所で事業や講座、相談業務の実施	市内3か所 ・幸手子育て支援センター事業155回 講座20回 相談件数279件 来館者11652人 ・児童館子育て支援センター事業38回 相談件数56件 来館者5616人 ・どんぐりキッズ(民間地域子育て支援拠点)事業86回 講座12回 相談件数56件 来館者9241人	市内3か所で事業や講座、相談業務の実施	市内3か所 ・幸手子育て支援センター事業109回 講座25回 相談件数86件 来館者11388人 ・児童館子育て支援センター事業37回 相談件数17件 来館者3318人 ・どんぐりキッズ(民間地域子育て支援拠点)事業90回 講座12回 相談件数51件 来館者6220人	子育て支援課	1	地域の親子の孤立化を防ぎ、子育て中の不安や心配事を未然に解消できるような交流・相談の場を提供できた。今後も継続して実施する。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			空き店舗対策事業(実施主体:幸手市商工会)	空き店舗を活用した展示スペースのあるギャラリーを、各種団体等に利用いただくことで、中心市街地の集客と交流の場とする。	H28・29	商工会と連携し、稼働率を上げ多くの団体等が利用することで、中心市街地の集客と交流を促進し、にぎわいを作る。	まちなかの集客と交流の場となり、にぎわいを作ることが出来た。	商工会と連携し、稼働率を上げ多くの団体等が利用することで、中心市街地の集客と交流を促進し、にぎわいを作る。	まちなかの集客と交流の場となり、にぎわいを作ることが出来た。	商工観光課	2	介護予防の健康体操や歌声喫茶など、展示以外に利用があるが、さらに利用価値を高めながら、稼働率を上げる必要がある。	B
			お話し会	ボランティア3団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的実施する。香日向分館は図書館スタッフにより実施する。	H28・29	実施回数90回 参加者総数1,500人	実施回数99回 参加者総数1,614人	実施回数90回 参加者総数1,500人	実施回数96回 参加者総数1,500人	社会教育課	1	参加者数の少ない団体があるため、開催日の見直しをする必要がある。	A
			市民体育大会事業	広く市民にスポーツ・レクリエーションを普及し健康増進や体力向上を図るため、11の地域において地区大会を開催し、体育協会及びレクリエーション協会の加盟団体においても種目別大会を開催している。	H28・29	-	10地区、8,866人 20種目、3,409人	-	11地区、12,015人 20種目、3,409人 (昨年度実績)	スポーツ振興課	1		A
	(2)	公共施設などの活用	各種団体による保健福祉総合センターの施設利用	保健福祉総合センター(ウェルス幸手)の会議室等の利用により市民活動の支援を行った。	H28・29	年間利用団体数(延件数)330団体	年間利用団体数(延件数)354団体	年間利用団体数(延件数)330団体	年間利用団体数(延件数)325団体(暫定数)	社会福祉課	1	多くの団体が継続して利用しており、利用環境の理解が進んでいることから継続実施する。	A
			老人福祉センター	地域の高齢者の生きがいや交流の場として整備した。	H28・29	利用者数30,000人	利用者23,432人	利用者数30,000人	利用者23,500人(見込み)	介護福祉課	1	高齢社会に対応するため、健康・生活上の相談、趣味、教養等の研修及び講話の開催や、老人クラブ活動の強化等ソフト面での充実を図るとともに、既存の施設を最大限に活用できる施策を検討します。	A
			学校体育施設開放事業	地域住民に身近な学校体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲において開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供している。	H28・29	-	小学校9校、79,915人	-	小学校9校、79,915人(昨年度実績)	スポーツ振興課	1		A
			市民文化体育館管理運営事業	市民のスポーツ・文化の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	H28・29	-	262,656人	-	262,656人(昨年度実績)	スポーツ振興課	1		A
			武道館管理運営事業	武道の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	H28・29	-	30,808人	-	30,808人(昨年度実績)	スポーツ振興課	1		A
			体育施設管理運営事業	B&G海洋センター、幸手総合公園野球場、庭球場、陸上グラウンド、神扇グラウンドにおいて、市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	H28・29	-	B&G海洋センター16,269人 野球場21,723人 庭球場19,059人 陸上グラウンド31,590人 神扇グラウンド8,511人	-	B&G海洋センター16,269人 野球場21,723人 庭球場19,059人 陸上グラウンド31,590人 神扇グラウンド8,511人 (昨年度実績)	スポーツ振興課	1		A
	(3)	生涯学習・スポーツ活動の推進	図書館講座(児童向け・一般向け)	図書館を利用する子供から大人まで、幅広い年代のニーズに合った講座を開催する。	H28・29	実施回数10回 参加者総数150人	実施回数13回 参加者総数180人	実施回数13回 参加者総数180人	実施回数16回 参加者総数220人	社会教育課	2	参加者数をより多くするため、広報活動をさらに充実する必要がある。	B
			公民館講座(児童向け・一般向け)	生涯学習の拠点として公民館の利用を促進し、活動の活性化を図るために、講座の開催やクラブ活動の成果を発表するための事業を実施する。	H28・29	25講座(各公民館5講座)	26講座 参加者延べ人数2,035人	25講座(各公民館5講座)	37講座 参加者延べ人数2,341人	社会教育課	2	参加者数の増加及び満足度向上のため、さらに充実した講座を開催する必要がある。	B
			文化祭	日頃の文化活動の成果を発表する機会を設け、市民の文化交流を図る。	H28・29	文化祭参加者数9,500人	文化祭参加者数9,542人	文化祭参加者数9,800人	文化祭参加者数13,214人	社会教育課	2	参加者及び観覧者の満足度向上のため、さらに充実した文化祭を開催する必要がある。	B
			さくらマラソン大会事業	桜の開花時期となる4月の第1日曜日にマラソン大会を開催している。メインとなる10マイルコースの他、3kmの中学生部門、2kmの小学生部門、2kmの一般部門、ファミリー部門も設けており、記録を目指すだけでなく、気軽にマラソンに親しむことができる。	H28・29	-	3,982人	-	3,964人	スポーツ振興課	1		A
			スポーツ推進事業	高齢者スポーツ教室や委託スポーツ教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを通じて市民の健康づくりやコミュニティ活動の促進を図る。	H28・29	-	高齢者スポーツ教室参加者16人 委託スポーツ教室10教室参加者221人	-	高齢者スポーツ教室参加者16人 委託スポーツ教室10教室参加者221人(昨年度実績)	スポーツ振興課	1		A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(4) 参加・交流に向けた働きかけの推進	手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を実施し、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話技術を習得した者(手話奉仕員)を養成する。	H28・29	手話奉仕員養成講座(入門)を実施 ※社会福祉協議会に委託	手話奉仕員養成講座(入門)全22回(1回2時間)実施 19名修了	手話奉仕員養成講座(基礎)を実施 ※社会福祉協議会に委託	手話奉仕員養成講座(基礎)全30回(1回2時間)実施 13名修了	社会福祉課	1	毎年継続して講座を実施することで、手話奉仕員の登録者数を増やすことができています。今後も継続していくことで、より多くの人に手話技術を身につけてもらい、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援する。	A	
			老人クラブ活動の支援	地域の高齢者の生きがいや仲間づくりのための自主的な活動の場である老人クラブの活動を支援した。	H28・29	-	老人クラブ数30クラブ 会員数1,073人	-	老人クラブ数28クラブ 会員数 995人	介護福祉課	2	クラブ数及び会員数が減少しているため、老人クラブ活動の周知を図り、地域において入会・活動しやすい雰囲気づくりと魅力あるクラブづくりを支援する。	B	
			さって市民生きがい教授	市民が生涯学習を行うために、指導者をあらゆる分野から広く求め、その活用の支援を行うために、人材バンクとしてさって市民生きがい教授を設置する。	H28・29	さって市民生きがい教授登録者 60名	さって市民生きがい教授登録者 66名	さって市民生きがい教授登録者 60名	さって市民生きがい教授登録者 49名	社会教育課	4	公民館講座の講師として一部登録者に講師依頼を行っているものの、それ以外に活動の場が得られていないことから登録者が減ってしまった。市ホームページで周知しているが、募集方法・周知方法の改善が必要である。	D	
		(5) 就労に向けた支援の充実	障がいのある人への就労支援	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	H28・29	幸手障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う	平成28年度末登録者数216人 就労者数104人	幸手障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う	平成29年度末登録者数226人 就労者数108人	社会福祉課	1	多くの障がいのある人が就職及び就労定着を行うことができた。今後も継続して実施する。	A	
			シルバー人材センターの活用	高齢者の経済的な生活の場として、また、生きがいづくりの機会を確保するためシルバー人材センターに助成を行い、その活動を支援した。	H28・29	-	登録者数358人 延べ就業者数33,895人	-	(1月末現在)登録者数362人 延べ就業者数29,759人	介護福祉課	1	高齢者の就業及び生きがいづくりの創出のため、高齢者のニーズにあった職域の開拓や働きやすい環境づくりのための支援を行う。	A	
			子育て世代の女性の就労支援	子育てと就労の両立を支援するための、主に小学校就学前の子どもがいる母の再就職を支援するセミナーや座談会を実施する。	H29	-	-	再就職セミナー 4回開催 延べ34人参加 専門相談 4回開催 延べ 9人参加 座談会 3回開催 延べ23人参加	子育て支援課	1	参加した方のアフターフォローや就職者数をどうやって増加させていくか。また、預かり施設の拡充が課題となる。	A		
			就職支援基本セミナー&個別就職相談会	埼玉県と連携したセミナーの開催 女性向け :女性の様々な働き方について考える 中高年向け:早期就職のためのヒント	H28	就職活動の支援を行うことで、雇用機会の拡大を図る。	市内でセミナーを開催することにより、セミナーへの参加を促進し、雇用機会の拡大を図ることが出来た。	-	-	商工観光課	2	各1回の開催であったため、内容を変えるなど定期的・継続しての開催。	B	
		③ 要援護者への対応の推進	(1) 見守り・声かけ活動の促進	民生委員・児童委員による見守り活動	民生委員・児童委員が地域で孤立リスクの高い高齢者等の見守り・声かけ活動を行う。	H28・29	-	年間見守り・声かけ件数5,276件 ※民生委員・児童委員1名平均59件	-	年間見守り・声かけ件数5,890件(暫定数) ※民生委員・児童委員1名平均66件	社会福祉課	1	定期的かつ継続的な見守りが行われており、今後も継続的に実施する。	A
				幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク	認知症や虐待等により援護を必要とする高齢者を早期に見出し、支援するために、介護事業所、金融機関、警察署、民生委員・児童委員等の関係機関とともに協力的体制を構築した。	H28・29	-	関係機関133事業所	-	関係機関140事業所(見込み)	介護福祉課	1	関係機関の連携をさらに強化し、地域における見守り支援体制の充実を図る。	A
			(2) 虐待などの早期発見と支援	障がいのある人の虐待防止	幸手市障害者虐待防止センターにおいて虐待防止に対する啓発及び早期発見・早期対応を行う。	H28・29	虐待に対する職員理解を深めた(受講回数 全3回) 適切な対応を行えるようにする	各種研修により職員理解を深めた(受講回数 全3回) 適切な対応を行った	虐待に対する職員理解を深めた(受講回数 全3回) 適切な対応を行えるようにする	各種研修により職員理解を深めた(受講回数 全3回) 適切な対応を行った	社会福祉課	1	虐待に対し適切な対応を行うことができた。今後は、広報等を通じて、虐待防止に対する意識の啓発に努めていく。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			高齢者の虐待防止	地域包括支援センターや警察署等と連携を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見に向けた取り組みを行った。	H28・29	—	相談件数 延べ39件	—	相談件数 延べ10件	介護福祉課	1	市民に対して相談窓口の周知徹底を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見を図ります。また、事例を把握した場合には、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、速やかに状況を把握し対応する。	A
			要保護児童対策地域協議会による連絡体制の確保	児童虐待等により、見守りが特に必要とされる児童について、関係機関による見守り体制、情報共有、対策等について定期的な実務者会議を開催し、意見交換を行った。	H28・29	代表者会議1回 実務者会議12回 個別ケース検討会議・適宜 7回	代表者会議1回 実務者会議12回 個別ケース検討会議・適宜 7回	代表者会議1回 実務者会議12回 個別ケース検討会議・適宜 9回	代表者会議1回 実務者会議12回 個別ケース検討会議・適宜 9回	子育て支援課	1	要対協ケースとして登録されている全ケースを毎月報告することとし、見守り体制の充実を図れたことから、継続して実施する。	A
			虐待等の早期発見と支援事業	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	H28・29	相談件数14件 ※セクハラ、DV等の相談件数と重複する。	相談件数14件 ※セクハラ、DV等の相談件数と重複する。	相談件数25件(見込件数) ※セクハラ、DV等の相談件数と重複する。	人権推進課	1			A
	(3)	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童及び養育している方に対し保険医療にかかった医療費の自己負担額について支給した。	H28・29	—	対象者1,137人 支給件数12,660件 支給総額32,005,533円	—	対象者約1,130人 支給件数約12,600件 支給総額約30,725,000円	子育て支援課	1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図れたことから、継続して実施する。	A
			児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害がある方に手当を支給した。	H28・29	—	対象者455人 支給件数1,324件 支給総額198,869,600円	—	対象者約450人 支給件数約1,320件 支給総額約198,470,000円	子育て支援課	1	家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進が図れたことから、継続して実施する。	A
	(4)	障がいのある人・児童への支援の充実	障がいのある人・障がいのある児童への支援の充実	障がいのある人や障がいのある児童に対し、障がいの程度に応じた必要なサービスを提供する。	H28・29	・障がいの程度に応じたサービスを提供する ・経済的な支援の充実を図る	・相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、状況に応じたサービスを提供できた ・障害者手帳の等級に応じた手当等を支給し、経済的な支援の充実	・障がいの程度に応じたサービスを提供する ・経済的な支援の充実を図る	・相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、状況に応じたサービスを提供できた ・障害者手帳の等級に応じた手当等を支給し、経済的な支援の充実	社会福祉課	1	障がいの程度に応じたサービス提供や経済的支援を行うことができた。今後も継続して実施する。	A
			障害児保育事業	保護者の就労等により、保育所で保育を受ける必要がある集団生活が可能な障がい児を、公立保育所において保育を行う。	H28・29	障がい児に対して、障害児保育を実施する。	障害児保育の入所児 第三保育所 3名(4月時点)	障がい児に対して、障害児保育を実施する。	障害児保育の入所児 第三保育所 3名(4月時点)	子育て支援課	1	今後は、保育時間の拡大や、対応する保育士の障害児保育に冠する資質の向上などを行う必要がある。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
		(5) 不登校児童・生徒などへの支援	不登校児童・生徒などへの支援	不登校児童・生徒の学習支援をするとともに、保護者や本人からの相談に応じていた。	H28・29	不登校児童・生徒の学習支援と教育相談家庭と学校との接続	心すこやか支援室では、不登校児童・生徒の学習支援をしたり、保護者や本人の相談に応じたりした。また、平成28年度から配置されたSSWは、家庭と学校をつないで、問題の解決を図った。	不登校児童・生徒の学習支援と教育相談家庭と学校との接続	前年度に引き続き、不登校児童・生徒の学習支援や相談に応じた。SSWIは、前年度の成果を生かしながら家庭とのつながりを深め、学校と連携した。学校へ復帰できた児童・生徒が3名いた。	学校教育課	1	不登校児童・生徒に今後も関わっていきながら、学習支援をしたり、学校への復帰へと導いたりしていく。また、家庭に問題が起因する児童・生徒に関しては、SSWや関係機関と連携を図りながら、問題の解決をめざす。	A
		(6) 青少年の非行防止・環境浄化活動の推進	非行防止パトロール(青少年育成推進員協議会)	市内の商業施設や公園など、青少年が犯罪に巻き込まれやすい場所、非行少年のたまり場となりやすい場所を巡視する。	H28・29	青少年育成推進員による非行防止パトロール 3回	青少年育成推進員による非行防止パトロール 3回	青少年育成推進員による非行防止パトロール 3回	青少年育成推進員による非行防止パトロール 3回(3月28日に行う)	社会教育課	2	青少年育成推進員が危険な場所の把握をすることができた。また、夜間に出歩いている青少年への声かけで啓発を図ることができ、巡回した商業施設には活動の周知をすることができた。今後の活動を充実させるために、たまり場となりやすい場所はどこかさなる調査を行うことと、育成推進員がより多く参加しやすい日程の検討が必要である。	B
		(7) 生活困窮者などへの自立支援	民生委員・児童委員による生活困窮相談	民生委員・児童委員が生活費等で困った方からの相談に伴い、関係機関での手続き支援や課題解決の相談窓口への案内を行う。	H28・29	-	年間相談件数 32件(延件数)	-	年間見守り件数 33件(延件数)(暫定数)	社会福祉課	1	民生委員・児童委員相談活動の中で、継続的に実施していく。	A
			生活困窮者自立相談事業	平成27年度から生活困窮者自立支援法の必須事業として、生活困窮者からの相談を受け、関係機関と連携しながら、自立に向けて必要な支援を行っている。	H28・29	相談員を2名配置し、生活困窮者からの相談支援を行う。	相談受付件数 66件 支援計画作成件数 1件	相談員を2名配置し、生活困窮者からの相談支援を行う。	平成30年1月末現在 相談受付件数 63件 支援計画作成件数 1件	社会福祉課	1	今後も事業の普及・啓発に努め、各関係機関との連携を密にししながら、生活困窮者からの相談、その後の支援体制を確保していく必要がある。	A
			子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯の中学生、高校生を対象に学習支援教室や家庭訪問等を行い進学、進級、就労に向けた支援を行う。なお、平成30年度から事業を拡大し、就学援助を受けている生活困窮世帯にまで対象を拡大し事業を実施している。	H28・29	生活保護受給世帯における中学生の進学、並びに高校生の進学、就労に向けた支援を行う。	学習支援教室 中学生 延べ 86人、高校生 57人	生活保護受給世帯や就学援助受給世帯における中学生の進学、並びに高校生の進学、就労に向けた支援を行う。	学習支援教室参加者数(平成30年1月末現在) 中学生 延べ 244人、高校生 82人	社会福祉課	2	平成29年度から事業を拡大し、生活困窮者世帯の中学生の教室参加については、7月の就学援助の決定を待って募集したことから、夏休み(8月)からの事業参加となった。4月~7月の4か月の支援ができないことから、平成30年度以降の募集方法について検討する必要がある。	B
			就労相談支援事業	生活保護受給者や生活困窮者を対象に、就労による自立に向けた相談支援を行う。	H28・29	就労相談員を1名配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象に就労による自立に向けた相談支援を行う。	相談受付件数 延べ479人	就労相談員を1名配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象に就労による自立に向けた相談支援を行う。	平成30年1月末現在 相談受付件数 延べ410人	社会福祉課	1	ふるさとハローワークやハローワーク春日部等の各関係機関との連携を密にししながら、今後も生活保護受給者や生活困窮者が就労により自立できるよう、相談支援体制を確保していく必要がある。	A
		(8) セクハラ・DV対策の推進	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図る観点から、住民基本台帳法に基づく、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写しの交付及び戸籍の附票の写しの交付について、被害者からの申出により、加害者とされている者からの当該被害者に係る請求については、原則「不当な目的によることが明らか等」として、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、これを拒むこととするものである。	H28・29	-	支援措置受付件数 ①幸手市で受付 12人 ②他の自治体で受付 44人	-	支援措置受付件数 ①幸手市で受付 10人 ②他の自治体で受付 47人	市民課	2	当該事業に係る相談支援との連携の強化及び協力体制の確立	B

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			セクハラ・DV被害者における相談支援事業	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。幸手市人権擁護委員による人権相談所を年13回実施する。	H28・29	サポート体制の充実、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。 ・幸手市人権擁護委員による相談所を年13回実施する	相談件数14件 ※虐待の相談件数と重複 ・幸手市人権擁護委員による相談所を年13回 相談件数20件(人権相談)	サポート体制の充実、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。 ・幸手市人権擁護委員による相談所を年13回 相談件数8件(人権相談)	相談件数25件(見込件数) ※虐待の相談件数と重複 ・幸手市人権擁護委員による相談所を年13回 相談件数8件(人権相談)	人権推進課	1		A
		(9) 居住外国人への支援の推進	多文化共生推進事業	外国人住民に対し地域の生活ルールや生活相談に応じる	H28・29	地域の外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、多文化共生の地域づくりを進める。	国際交流協会における日本語教室を通じて、学習活動を進め、地域の多文化共生を推進することができた。	地域の外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、多文化共生の地域づくりを進める。	国際交流協会における日本語教室を通じて、学習活動を進め、地域の多文化共生を推進することができた。	市民協働課	1	多文化共生キーパーソンによる地域の外国人住民に対する生活相談を行なうことができたことから、継続して実施する。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価																																			
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応																																				
III 地域福祉の基盤づくり	① 身近な相談・支援の推進	(1) 地域包括ケアシステムの整備	地域包括支援センターの機能強化	地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務として、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置しています。	H28・29	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	介護福祉課	1	今後支援を必要とする高齢者が増加することが予想されるため、地域包括支援センター職員とのさらなる質向上を図るとともに、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営に努める。	A																																			
														(2) 生活支援コーディネートの取組の推進	生活支援体制の充実	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターの配置により、高齢者のニーズとさまざまな主体による地域資源の情報を把握し、多様な主体の参画による定期的な情報の共有・連携強化の場として協議会を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を行った。	H28・29	生活支援コーディネーターの配置 3人	生活支援コーディネーターの配置 3人	生活支援コーディネーターの配置 1人 生活支援体制整備推進協議会の開催 1回	生活支援コーディネーターの配置 1人 生活支援体制整備推進協議会の開催 1回	介護福祉課	2	地域共生社会の構築に向けて、今後も分野を超えた協議が必要である。	B																							
																										(3) 総合的な相談体制の整備	相談体制の充実	高齢者福祉に関する相談を、保健福祉総合センターや地域包括支援センター窓口による対応を中心に、電話や訪問による相談を実施した。	H28・29	地域包括支援センターの総合相談件数 8,800件	地域包括支援センターの総合相談件数 12,835件	地域包括支援センターの総合相談件数 8,900件	地域包括支援センターの総合相談件数 12,830件 (平成29年12月末)	介護福祉課	1	引き続き365日総合的な相談を受けられる体制を維持しながら、さらに地域包括支援センターの周知を図り、相談体制の充実を図る。また、相談支援が必要な人が、適切な窓口で相談を受けることができるよう、関係機関との連携を強化する。核家族化等が進行するなか、関係機関と連携を取り対応したため、本人・家族の精神的援助を図れたことから、継続して実施する。	A											
																																						家庭児童相談室事業	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して生じる種々の児童問題の解決を図るため、家庭児童相談員を配置し、相談・指導を行った。	H28・29	-	相談受付件数 267件	-	相談受付件数 約250件	子育て支援課	1	保育所の入所希望が増える中、早期から入所相談に応じることで保護者の不安を解消し、スムーズに手続きができるようアドバイスすることができた。	A
																										(4) 分野別の相談支援の充実	障がいのある人への相談支援の充実	障がいのある人が相談でき、必要な支援を受けられる体制の充実を図る。	H28・29	障がいのある人の相談支援体制を確保する	相談支援事業を委託により実施。(4市2町共同で5ヶ所設置)	障がいのある人の相談支援体制を確保する	相談支援事業を委託により実施。(4市2町共同で5ヶ所設置)	社会福祉課	1	平成30年度より新たに基幹相談支援センターを設置し、より強固な相談支援体制を確立する。	A											
																																						介護相談員派遣事業	介護サービスの利用者宅や介護施設へ介護相談員を派遣し、保険者との橋渡し役として利用者や介護サービス事業者からの相談を受ける。	H28・29	介護相談員派遣の実施	相談件数 施設 906件 在宅 207件	介護相談員派遣の実施	相談件数 施設 900件 在宅 236件 (平成29年2月末現在)	介護福祉課	1	今後も介護保険制度を理解してもらうための普及啓発を図る。また、事業所で提供されるサービスについての苦情・相談や事業所からの相談等に対し、県や埼玉県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等と連携し、事業者の協力を求めながら、適切な対応に努める。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
②	保健・医療・福祉の連携の推進	(1) 健康づくり・介護予防の取組の推進	一般介護予防事業	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発を行った。出前講座を通して地域活動団体の育成・支援を実施した。	H28・29	-	介護予防教室の開催数 延べ224回 述べ参加人数 3,536人 出前講座開催数 188回 延べ受講人数 3,497人	-	出前講座開催数180回(見込み) 延べ受講人数 3,500人	介護福祉課	1	団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者人口の増加が見込まれる中、今後の介護予防のあり方として、単に運動機能や栄養状態など心身機能の改善だけを目指すのではなく、要介護状態等に至っていない高齢者に対し、地域の中に社会参加できる場を創出することによって、介護予防に繋げていく取り組みを推進することが必要とされる。	A	
			(2) 認知症対策の推進	相談支援体制の充実	認知症のため多くの生活上の問題を抱えている人については、関係者やサービス事業者等を集めて地域包括支援センターが実施する地域ケア会議で支援方針の検討を実施した。	H28・29	-	地域ケア会議の開催 4回	-	地域ケア会議の開催 5回(見込み)	介護福祉課	1	認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを活用し、地域包括支援センターの相談支援の充実を図ります。また、地域ケア会議を開催して、多職種連携による相談支援体制を推進する。	A
				オレンジカフェ(認知症カフェ)の開催	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を開催し、地域の中で孤立を防ぐための支援を実施した。	H28・29	-	開催回数1回 参加者数20人	-	開催回数3回 参加者数27人	介護福祉課	1	地域の人の認知症に対する理解を促し、介護家族の心理的負担の軽減を図る。	A
				認知症サポーター養成講座等による知識の普及啓発	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮していくために、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施した。	H28・29	-	認知症サポーター数 1,785人	-	認知症サポーター数 1,850人(見込み)	介護福祉課	1	認知症サポーターの数は増加しており、今後も継続して普及啓発を行い、認知症サポーターの人数を増加させる。	A
				早期発見・早期治療への取り組み	幸手市医師会の協力のもと「市内における認知症の早期診断・治療体制」を広報した。また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームの設置を行った。	H28・29	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	介護福祉課	1	民生委員・児童委員や地域の支援者との連携強化を図り、支援を必要とする人を把握するとともに、幸手市医師会の協力のもと、早期診断・治療体制の周知を進め、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図る。	A
		(3) 保健・医療・福祉の連携の推進	障がいのある人に対する保健・医療・福祉の適切な提供	障がいのある人の心身の健康維持、増進及び回復を図るため、関係機関との連携により保健・医療・福祉を適切に提供する。	H28・29	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供することができた。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供することができた。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供することができた。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供することができた。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	社会福祉課	1	今後も保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。	A	
			自立支援型地域ケア会議	ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものになっているか、専門的視点を有する多職種を交えた会議を行い、個別支援の充実や地域課題の把握、検討を行った。	H28・29	-	ケアプラン指導 12回 24件	-	ケアプラン指導 12回 24件	介護福祉課	1	ケアプラン指導を兼ねた多職種による地域ケア会議を定期的で開催し、自立支援に資するケアマネジメントを介護支援専門員が推進できるように支援し、さらなる個別支援の充実を目指す。	A	
			健康日本21幸手計画(第2次)の推進	乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、「健康日本21幸手計画(第2次)」で各施策の目標を設置し、達成状況の評価を実施している。 計画期間:平成26年度から平成30年度(5か年)	H28・29	健康日本21幸手計画推進会議を実施し、各施策目標の達成に向けて当該年度の重点目標を定め、健(検)診や健康教室などの事業を行う。	健康日本21幸手計画推進会議 年2回	健康日本21幸手計画推進会議を実施し、各施策目標の達成に向けて当該年度の重点目標を定め、健(検)診や健康教室などの事業を行う。	健康増進課	1	平成30年度までの計画となっているため、次期計画の検討及び策定を行う。	A		

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			日本保健医療大学との連携	日本保健医療大学が実施する公開講座の後援 日本保健医療大学教授等による健康長寿埼玉モデル事業「めざせ！毎日1万歩運動教室」有識者、健康日本21幸手計画推進委員として健康増進事業に関する協力	H28・29	日本保健医療大学 公開講座の後援 健康長寿埼玉モデル事業「めざせ！毎日1万歩運動教室」有識者2名、健康日本21幸手計画推進委員1名協力 健康福祉まつり 学生ボランティア協力	日本保健医療大学 第10回 公開講座 健康長寿埼玉モデル事業「めざせ！毎日1万歩運動教室」有識者2名、健康日本21幸手計画推進委員1名 会議2回 健康福祉まつり 学生ボランティア協力	日本保健医療大学 公開講座の後援 健康長寿埼玉モデル事業「めざせ！毎日1万歩運動教室」有識者2名、健康日本21幸手計画推進委員1名協力 健康福祉まつり 学生ボランティア協力	日本保健医療大学 第11回 公開講座 健康長寿埼玉モデル事業「めざせ！毎日1万歩運動教室」有識者2名、健康日本21幸手計画推進委員1名 会議2回 健康福祉まつり 学生ボランティア協力	健康増進課	1	健康長寿埼玉モデル事業は平成29年度で終了となるが、今後の事業について引き続き助言を受けて実施していく。その他、市民の健康につながる取り組みについて連携し、実施していく。	A
		(4) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進	在宅医療・介護連携推進事業	杉戸町と共同で北葛北部医師会に事業を委託し、在宅医療連携拠点を中心となり、相談支援及び関係機関とのネットワークづくりに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者等との連携を推進した。	H28・29	研修会の開催10回	研修会の開催10回	研修会の開催10回	研修会の開催4回 在宅医療連携拠点1箇所 在宅医療連携拠点の相談件数2,127件 サロン等での健康相談17箇所 平成29年12月	介護福祉課	1	今後も医療と介護の連携の充実を図るため、その拠点である北葛北部医師会と本市及び杉戸町と協働し、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制を整備する。	A
		(5) 地域医療体制の充実	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会及び地域医療ネットワークシステム「とねっと」への参加	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会に参加し、利根保健医療圏各市町(幸手市、行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町)と地域医療に関する協議及び「とねっと」を実施する。	H28・29	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会への参加 「とねっと」の普及啓発及び参加申込み受付	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会への参加 「とねっと」の普及啓発及び参加申込み受付	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会、作業部会等 とねっと普及健康福祉まつり、広報、市HP掲載 とねっと参加者数3,264人(平成29年12月31日現在)	健康増進課	1	平成30年度から「とねっと」のシステムが更新される。協議会を通じた連携体制を継続し、今後も市民への普及に取り組んでいく。	A	
			地域医療体制の充実	医師会、杉戸町との連携により、在宅当番医(休日診療)、冬期小児休日診療、冬期休日夜間診療を実施する。 連絡会の実施により、地域の保健医療に関する情報を共有し、連携体制の強化を図る。	H28・29	在宅当番医(休日診療)の実施 冬期小児休日診療の実施 冬期休日夜間診療の実施 市と医師会との連絡会(1回)実施	在宅当番医(休日診療)72日間 冬期小児休日診療14日間 冬期休日夜間診療の実施 市と医師会との連絡会1回	在宅当番医(休日診療)72日間 冬期小児休日診療14日間 冬期休日夜間診療の実施 市と医師会との連絡会1回	健康増進課	1	在宅当番医のみでなく、インフルエンザ等の感染症が増加する冬期に小児休日診療ととき休日診療を実施し、初期診療体制の充実を図っているため、今後も継続できるよう医師会及び同じ北葛北部医師会管内である杉戸町と調整していく。	A	
③	福情報サービス及びの充実	(1)	福祉サービス情報提供の充実	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	H28・29	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド250部印刷	社会福祉課	1	窓口での配布や市のホームページへの掲載に加え、民生委員・児童委員や希望する方へ配布したことで、広く周知が図れた。今後も継続して実施する。	A
			地域介護予防活動支援事業(普及啓発)	高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防などについて、出前講座を行うことにより普及啓発を行った。	H28・29	-	出前講座の実施 188回	-	出前講座の実施 180回(見込み)	介護福祉課	1	市ホームページ閲覧やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れており、毎年度継続して実施している団体が多いことから、今後も継続して実施する。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報(厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」)を、市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めている。	H28・29	高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報の周知 出前講座の実施	介護サービス情報公表システムURLの周知(ホームページ、リーフレット(事業所一覽)) 出前講座の実施-176回	高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報の周知 出前講座の実施	介護サービス情報公表システムURLの周知(ホームページ、リーフレット(事業所一覽)) 出前講座の実施-162回	介護福祉課	1	今後も広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知を図る。	A
			広報紙・市ホームページへの福祉に関する記事掲載	広報紙、市ホームページ等に子育て支援センターや保育所、児童館等で開催する乳幼児、保護者向けの事業をお知らせした。	H28・29	-	広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載	-	広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載	子育て支援課	1	今後も事業の開催予定をタイムリーにお知らせしていく。	A
	(2)	多様なニーズに応じた福祉サービスの充実	障がいのある人・障がいのある児童に対する福祉サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、また、障がいのある児童が身近な地域で専門的な支援を受けられるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。	H28・29	障がいのある人が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供 障がいのある児童に障がいの特性に応じた専門的な支援	相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、その人に応じた適切なサービスを提供できた	障がいのある人が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供 障がいのある児童に障がいの特性に応じた専門的な支援	相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、その人に応じた適切なサービスを提供できた	社会福祉課	1	ニーズや特性に応じた適切なサービスを提供することができた。今後も継続して実施する。	A
			緊急時連絡システム	慢性疾患等のため、常時注意を必要とするひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急連絡用の装置を貸与し、緊急事態が発生したときに適切な支援を実施した。	H28・29	-	実利用者数 66人	-	(平成30年1月末見込み) 実利用者数 60人	介護福祉課	1	ひとり暮らし高齢者が増加することから、定期的な見守りや緊急連絡体制の構築などの事業の必要性は高く、事業内容を見直しつつ、適切な支援を行っていく。	A
			紙おむつ支給事業	介護保険の要介護認定で、要介護1から要介護2の非課税世帯及び要介護3から要介護5に認定された人で、排泄の介護を常時必要とする高齢者を対象に、経済的負担や介護する家族の精神的負担を軽減し、在宅介護を支援するために紙おむつの支給を実施した。	H28・29	実利用者数 150人	実利用者数 217人 延べ受給者数 1,733人	実利用者数 160人	(平成30年2月末見込み) 実利用者数 220人 延べ受給者数 1,636人	介護福祉課	1	正しい紙おむつの使用方法や選び方などの情報提供及び相談を実施し、今後も介護者の負担軽減のための支援を実施する。	A
			介護サービス利用料の軽減	低所得者の負担能力に配慮し、介護サービス利用料の軽減を図る。	H28・29	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施 年度末認定者数187人 事業費 2,263,634円	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	訪問介護等利用者負担軽減措置事業 年度末認定者数205人	介護福祉課	1	高齢化が進むなかで低所得者も増加が見込まれるため、今後も利用者への制度の周知に努める。	A
			ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる相互援助活動事業	H28・29	-	援助件数1,154件 依頼会員342 協力会員85 両方会員60	-	援助件数2,679件 依頼会員377 協力会員88 両方会員63	子育て支援課	1	依頼会員の増加に伴い、援助を行う協力会員の獲得をしていく。	A
			保育所運営事業	保護者の就労等により、日中保育所において保育を受ける必要が子どもに対して、保育を提供する。	H28・29	公立私立保育所の運営	市内公立私立保育所の入所児童数(4月1日時点) 公立保育所 282人 私立保育所 144人	公立私立保育所の運営	市内公立私立保育所の入所児童数(4月1日時点) 公立保育所 300人 私立保育所 162人	子育て支援課	1	低年齢児を中心に保育所のニーズが増加している状況にあり、定員の拡大を図る必要がある。	A
	(3)	福祉サービスの質の向上	介護サービス事業者との連携	介護サービスの質の向上のため、介護保険制度の説明・周知等をする介護サービス事業者連絡会を開催する。	H28・29	サービス事業者連絡会の開催	介護サービス事業者連絡会の開催 2回	サービス事業者連絡会の開催	介護サービス事業者連絡会の開催 3回	介護福祉課	1	サービス事業者連絡会の開催により、介護保険制度の説明・周知を図り、保険者及び事業者間同士の連携及び質の向上に努める。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			サービス事業者の育成・指導	利用者がより快適な生活や介護を受けられるように地域密着型サービス事業所への実地指導を実施する。	H28・29	介護サービス事業者への実地指導	介護サービス事業者への実地指導 5事業所	介護サービス事業者への実地指導	介護サービス事業者への実地指導 2事業所	介護福祉課	1	改善が必要な介護サービス事業所へは、介護保険法に基づき適切な助言、指導に努める。また、地域密着型サービス以外の介護サービス事業所についても指定権限を持つ埼玉県と連携を強化する。	A
			福祉用具・住宅改修支援事業	介護支援専門員の支援を受けていない利用者の福祉用具や住宅改修に関する相談・助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した介護支援専門員等に経費の助成をする。	H28・29	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	福祉用具・住宅改修支援事業 2件	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	福祉用具・住宅改修支援事業 3件	介護福祉課	1	利用者が適切にサービスを受けられるよう、介護支援専門員等に制度の周知と連携に努める。	A
		(4)	成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	成年後見制度の利用促進	H28・29	成年後見制度の利用を促進する	市長による成年後見申立件数 4件	成年後見制度の利用を促進する	市長による成年後見申立件数 2件	社会福祉課	1	真に必要な人に市長申立を行い、権利擁護を図ることができた。今後も必要に応じて対応する。	A
			成年後見制度の利用支援	身寄りがなく、判断能力が不十分な人について相談を実施した。	H28・29	—	成年後見制度の利用相談 延べ154件	—	成年後見制度の利用相談 延べ257件 (平成29年12月末現在)	介護福祉課	1	成年後見制度や任意後見契約の周知に努めるとともに、高齢者の権利擁護業務に関する専門的対応の強化を図り、支援する。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
IV 安心できる生活の基盤づくり	① 安全・安心な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実	緊急時連絡システムについて	一人暮らしの重度身体障がい者が急病や事故その他の理由により緊急に救助を必要とする場合に、速やかな救助活動を行うことができるよう、緊急時連絡システムを設置する。	H28・29	緊急時連絡システムを設置する	設置件数 1件(継続)	緊急時連絡システムを設置する	設置件数 1件(継続)	社会福祉課	1	緊急時連絡システムを設置することにより、緊急事態における不安の解消につながっている。今後も継続して実施する。	A	
			福祉避難所の充実	災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者(高齢者、障害者等)が避難する二次的避難所である福祉避難所を拡充する。	H28・29	市内福祉避難所指定数 3箇所	市内福祉避難所指定数 3箇所	市内福祉避難所指定数 7箇所	市内福祉避難所指定数 7箇所	社会福祉課	1	今後も新たな指定を進める。	A	
			自主防災組織の組織数向上	災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があることから、地域の防災力を向上させるために、自主防災組織の必要性について周知し、組織数の向上を図る。	H28・29	自主防災組織数43団体	設立を検討している2地区に説明	自主防災組織数44団体	設立を検討している2地区及び区長会に説明 1地区に自主防災組織が設立	防災安全課	1	高齢化により、自治会の運営も大変な状況の中で、自主防災組織も運営するとなると負担が大きいことから、自主防災組織の必要性は認識していても設立までは難しい現状がある。	A	
			避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の充実を図るために、関係部局が把握している要支援者の情報を収集して名簿の更新を行った。	H29	-	-	-	避難行動要支援者名簿の更新	防災安全課	1	要支援者の状況は常に変化しうることから、名簿を更新するタイミングが難しい。	A	
			幸手市地域防災計画、ハザードマップの更新	地震ハザードマップと洪水ハザードマップを更新し、全戸配布することで被害想定や災害への備え、避難時の心得等の周知を図った。法改正等による幸手市地域防災計画の更新を行った。	H28・29	ハザードマップを全戸配布 幸手市地域防災計画を更新	平成27年度更新のハザードマップを全戸配布し、被害想定や避難場所等を周知 幸手市地域防災計画の変更点について、防災会議を開催し更新	幸手市地域防災計画を更新	幸手市地域防災計画の変更点について、防災会議を開催し更新	防災安全課	1	ハザードマップは必ず事前に確認しておくように、引き続き周知していく。	A	
		(2) 防犯対策の強化	防犯パトロールの実施	市内における犯罪防止のための取り組みとして、特に小・中学校の下校時間帯を中心に、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	H28・29	防災安全課及び教育委員会とで協力し、一日1台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	防災安全課及び教育委員会とで協力し、それぞれ一日1台、合計2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	市民生活部と教育委員会とで協力し、それぞれ一日1台、合計2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールの実施を検討する。	今年度は10月中旬から、市民生活部と教育委員会とで協力し、一日1台から2台に車両を増やして防犯パトロールを実施した。	防災安全課	1	平成28年度は防災安全課及び教育委員会とで防犯パトロールを実施していたが、平成29年度の途中からは市民生活部及び教育委員会とで協力し防犯パトロールを実施することができた。実施する体制が拡大したことで、防犯パトロール回数増加に繋がったことから、今後も継続して実施する予定である。	A	
			スクールガード・リーダー研修会及び連絡会、子ども110番小・中学校連絡会	幸手警察署生活安全課長を講師に迎えた、スクールガード・リーダー、スクールガード、学校関係者の研修会及び連絡会 「子ども110番の家」を活用した地域防犯体制の確立	H28・29	子どもの安全見守り体制の構築 「子ども110番の家」表示プレートの作成	子どもの安全見守り体制の構築 「子ども110番の家」表示プレートの作成	子どもの安全見守り体制の構築	「子ども110番の家」事業の周知により、登録軒数が増加	学校教育課	1		A	
			街頭キャンペーン(青少年育成推進員協議会)	青少年の健全育成の啓発のため、幸手駅および杉戸高野台駅前において、青少年育成推進員が啓発チラシの配布を行う。	H28・29	街頭キャンペーン1回 中高生向けチラシ等300部配布	街頭キャンペーン1回 中高生向けチラシ等300部配布	街頭キャンペーン1回 中高生向けチラシ等300部配布	街頭キャンペーン1回 中高生向けチラシ等300部配布	街頭キャンペーン1回 中高生向けチラシ等300部配布 交通安全パレードでの啓発活動 若者向けチ	社会教育課	1	市民に青少年の非行防止に関する啓発を行うことができた。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
		(3) 交通安全対策の充実	交通安全運動などの啓発活動の実施	市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図るため、交通安全運動などの啓発活動を実施する。	H28・29	交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬)交通安全パレードの実施	交通安全運動に係る街頭広報及び交通安全パレードを実施した。	交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬)交通安全パレードの実施	交通安全運動に係る街頭広報及び交通安全パレードを実施した。また、平成29年10月からは、新規の取り組みとして、幸手警察署と協力し高齢者声掛け運動を実施した。	防災安全課	1	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるために、今後も幸手警察署と連携し街頭広報や交通安全パレード等を実施する。市民に交通安全思想の普及や浸透を図ることは一朝一夕とはいかないため、今後も継続して事業を実施することが重要である。	A
		(4) 消費者保護の推進	消費生活相談事業	契約トラブルや多重債務など、消費者トラブルに関する相談に対応できるように消費生活相談員を配置して相談に応じ、問題の解決を図る。	H28・29	相談件数の増加により、消費者問題の解決を図る。150件を目標とする。	161件の相談に対応し、当初の計画を上回る結果となった。	消費生活相談員の1名の増員やアドバイザー弁護士制度の導入を行い、消費者問題の解決を図る。	消費生活相談員の1名の増員やアドバイザー弁護士制度の導入を行い、困難事例の相談に対応することができた。	市民協働課	1	消費生活相談員の1名の増員を行い、アドバイザー弁護士制度を導入したことで困難事例にも対応することが可能になったことから、継続して実施する。	A
②	だれもが住みよいまちづくりの推進	(1) 居住の場の整備・充実	施設・居住系サービスの整備	今後予想される介護者の重度化や認知症高齢者の増加に備え、施設・居住系サービスの基盤整備の量を見込み、事業者の公募等により整備を図ります。	H28・29	認知症対応型共同生活介護1施設定員18人 地域密着型介護老人福祉施設1施設定員29人	認知症対応型共同生活介護1施設定員18人 開設	-	-	介護福祉課	2	平成28年度に地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)の開設を見込んだが埼玉県認可に至らなかった。また、平成27年度からの特別養護老人ホームの入所にあたり要介護3以上とする要件ができ、利用者数が増加しなくなったことから、平成30年度～平成32年度までの幸手市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画で整備量を見直す。	B
			養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)	養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が、市の措置により入所する施設で、軽費老人ホームは自炊ができない程度の身体能力の低下により、生活に不安のある人や家族の援助を受けることが困難な人が入居する施設です。	H28・29	-	養護老人ホーム入所者5人/月 軽費老人ホーム入所者2施設	-	養護老人ホーム入所者5人/月 軽費老人ホーム入所者2施設	介護福祉課	1	養護老人ホーム高齢者人口が増加するなか、社会的な援護を必要とする高齢者に対して必要な施設となっており、今後も市の措置による入所委託を行う。また、軽費老人ホーム(ケアハウス)については、現状の施設数を維持する。	A
		(2) 交通支援の充実	障がいのある人に対する外出支援	障がいのある人が地域で自立生活や社会参加ができるよう外出支援を行う。	H28・29	行動援護、移動支援、生活サポート事業等により、単独で外出することが困難な人を	実利用者数 行動援護25人 移動支援55人 生活サポート事業78人	行動援護、移動支援、生活サポート事業等により、単独で外出することが困難な人を	実利用者数 行動援護27人 移動支援61人 生活サポート事業84人	社会福祉課	1	サービスを利用し外出の支援を行うことができた。今後も継続して実施する。	A
			デマンド交通運行事業	増加する高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための足となる公共交通網を確保を図った。	H28・29	デマンド交通利用者数の増加及び利便性の向上	デマンド交通利用者数11,088人、目的地を336箇所を増やしたことにより、利便性の向上が図れた	デマンド交通利用者数の増加及び利便性の向上	デマンド交通の利用度の分析及び運賃収入の把握を行なうことにより利便性の向上を図った	市民協働課	1	デマンド交通の地区別登録者や利用者の利用傾向や、費用対効果を継続して分析し、利便性の向上につなげていく。	B
		(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	住宅改修	要支援・要介護認定者が、自宅に手すりを取付ける、段差を解消する等の住宅改修を行おうとすると、事前申請し住宅改修が必要と認められた場合、20万円を支給限度額として、費用の9割等を介護保険から支給する。	H28・29	介護保険サービスによる給付の実施	介護給付(要介護認定者の利用) 75件 予防給付(要支援認定者の利用) 44件	介護保険サービスによる給付の実施	介護給付(要介護認定者の利用) 94件 予防給付(要支援認定者の利用) 54件 (平成29年2月末現在)	介護福祉課	1	住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、小規模な改修を行う介護保険サービスとして、引き続き制度の周知に努める。	A

幸手市地域福祉計画における施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	H28		H29		担当課			委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	事業成果	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	
			市役所駐車場区画線整備事業	市役所駐車場内の区画線更新や、車と歩行者の分離ラインの設置	H28	市役所駐車場内の区画線整備工事実施	車と歩行者の分離をラインで明示したことによる駐車場の安全性の向上。 車椅子マーク(障害者のための国際シンボルマーク)の更新による視認性の向上。	-	-	財政課	1	今後は、利用状況の様子をみていき、修正や更新等の検討をしていく。	A
			幸手駅橋上化及び自由通路整備事業	第5次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅橋上化及び自由通路を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	H28・29	幸手駅橋上化及び自由通路について、平成31年3月に供用開始。	幸手駅橋上化及び自由通路の整備に向けて、順次工事を実施。	幸手駅橋上化及び自由通路について、平成31年3月に供用開始。	幸手駅橋上化及び自由通路の整備に向けて、順次工事を実施。	都市計画課	1	平成31年3月の供用開始に向け、継続して実施する。	A
			公園のバリアフリー化の実施	幸手中央地区産業団地内に、バリアフリー対応の公園を開園した	H28	3箇所開園	目標を達成した	-	-	都市計画課	4	公園の事業について、現在は都市公園の遊具更新を主として実施している。 公園のバリアフリー化については、公園の利用状況や規模を勘案した実施計画が必要と思われる。	D
			幸手駅西口土地区画整理事業による西口駅前広場及び西口停車場線の整備	第5次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅西口土地区画整理事業により西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	H28・29	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の一部について、平成31年3月に供用開始する。	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、順次物件移転補償を実施	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、平成31年3月に供用開始する。	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、順次物件移転補償及び工事を実施	都市計画課	1	平成31年3月の供用開始に向け、継続して実施する。	A
			幸手駅橋上化及び自由通路整備事業	第5次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅橋上化及び自由通路を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	H28・29	幸手駅橋上化及び自由通路について、平成31年3月に供用開始。	幸手駅橋上化及び自由通路の整備に向けて、順次工事を実施。	幸手駅橋上化及び自由通路について、平成31年3月に供用開始。	幸手駅橋上化及び自由通路の整備に向けて、順次工事を実施。	まちづくり事業課	1	平成31年3月の供用開始に向け、継続して実施する。	A
			幸手駅西口土地区画整理事業による西口駅前広場及び西口停車場線の整備	第5次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅西口土地区画整理事業により西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	H28・29	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の一部について、平成31年3月に供用開始する。	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、順次物件移転補償を実施	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の一部について、平成31年3月に供用開始する。	西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、順次物件移転補償及び工事を実施	まちづくり事業課	1	平成31年3月の供用開始に向け、継続して実施する。	A
			歩道の段差の解消	歩道に生じた段差解消工事を行う	H28・29	段差箇所が発見され次第、段差解消工事を行う。	2路線実施した。	段差箇所が発見され次第、段差解消工事を行う。	3路線実施した。	道路河川課	2	歩道の段差が生じている路線を把握するとともに、計画的な修繕が必要。	B
			学校施設のバリアフリー化について	校舎大規模改修事業に併せて、校舎のバリアフリー化を図る。	H28・29	幸手小学校校舎大規模改修事業の実施	トイレの改修を行い、床のバリアフリー化を実施した。併せて大便器トイレブース内や小便器の一部に手すりを設置した。	行幸小学校校舎大規模改修事業の実施	トイレの改修を行い、床のバリアフリー化を実施した。併せて大便器トイレブース内や小便器の一部に手すりを設置した。	総務課	1	学校施設は公共施設ではあるが、特定された者の利用がメインであるため、建築物全体をバリアフリー化することは必要性・必要性が低く、現実的に困難であるとする。今後の対応として、校舎昇降口や体育館玄関へのスロープは設置済みであるため、毎日使用頻度の高い校舎内トイレ及び一般市民の利用の可能性の高い屋外トイレについてバリアフリー化を図っていく。	A
			(仮称)郷土資料室施設改修工事	既存施設を(仮称)郷土資料室として整備するため、改修工事を実施し、多機能トイレを設置した。	H28	多機能トイレの整備	多機能トイレの整備	-	-	社会教育課	1	施設内には、まだ段差があるため、改修工事を実施し解消する必要がある。	A
	(4)	生活環境の充実	安全な道路の維持管理	道路の修繕箇所について、迅速な対応を行い安全な道路の維持管理を行う	H28・29	道路の損傷等の発見がされた場合は早急に修繕を行う。	605箇所の修繕を実施	道路の損傷等の発見がされた場合は早急に修繕を行う。	1月末現在で427箇所の修繕を実施	道路河川課	1		A